各事業所 管理者 様

さいたま市福祉局障害福祉部障害福祉課長 (公印省略) さいたま市福祉局障害福祉部障害政策課長 (公印省略)

障害福祉サービス等事業所の人員基準等の臨時的な取扱いの変更について(通知)

平素より、本市の障害福祉行政に御理解、御協力を賜り厚く御礼申し上げます。 また、新型コロナウイルス感染症の感染防止対策に御尽力をいただき、重ねて感謝申し上げます。

さて、標記の件につきまして、厚生労働省・こども家庭庁から令和5年4月28日付事務連絡「新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置付け変更後の「新型コロナウイルス感染症に係る障害福祉サービス等事業所の人員基準等の臨時的な取扱い」等について」において、新型コロナウイルス感染症の感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律上の位置づけの変更(令和5年5月8日以降)に伴う臨時的な取扱いの変更が示されました。

つきましては、令和3年1月8日付「新型コロナウイルス感染症への対応に伴う臨時的な取扱いついて(保福障支第4891号)」等でお示ししている本市の臨時的な取扱いについては、令和5年5月7日を以って終了し、厚生労働省・こども家庭庁事務連絡の通り取り扱うことといたしますので、御確認の上、御対応いただきますよう、よろしくお願いいたします。

(請求についての問合せ)

さいたま市福祉局障害福祉部 障害福祉課 自立支援給付係

TEL 048-829-1305

FAX 048-829-1981

e-mail shogai-fukushi@city.saitama.lg.jp

(体制についての問合せ)

さいたま市福祉局障害福祉部 障害政策課 事業所係

TEL 048-829-1309

FAX 048-829-1981

e-mail shogai-seisaku@city.saitama.lg.jp

(参考) 厚生労働省・こども家庭庁事務連絡

事 務 連 絡 令和5年4月28日

各都道府県指定都市中核市

障害保健福祉主管部(局) 御中児童福祉主管部(局) 御中

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課自立支援振興室 厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課 こ ど も 家 庭 庁 支 援 局 障 害 児 支 援 課

新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置付け変更後の「新型コロナウイルス感染症に係る障害福祉サービス等事業所の人員基準等の臨時的な取扱い」等について

平素より、新型コロナウイルス感染症対策に御尽力、御協力を賜り、誠にありがとうございます。

新型コロナウイルス感染症への対応に伴う障害福祉サービス等報酬、人員、施設・設備及び運営基準等については、

- ① 「新型コロナウイルス感染症に係る障害福祉サービス等事業所の人員基準等の臨時的な取扱いについて」(令和2年2月17日付厚生労働省障害保健福祉部障害福祉課事務連絡)(以下「人員基準等の臨時的な取扱い事務連絡」という。)
- ② 「新型コロナウイルスへの対応に伴う就労継続支援事業の取扱い等について」(令和2年2月20日付厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉 課事務連絡)(以下「就労継続支援事業の取扱い事務連絡」という。)
- ③ 「新型コロナウイルス感染症防止のための障害児通所支援に係るQ&Aについて(令和3年9月22日版)」(令和3年9月22日付け厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課事務連絡)(以下「<u>障害児通所支援に係るQ</u>&A事務連絡」という。)

等でお示ししているところです。

※ これまでの臨時的な取扱い等については、厚生労働省ホームページを御参照ください。

今般、新型コロナウイルス感染症の感染症の予防及び感染症の患者に対する 医療に関する法律(平成10年法律第114号。以下「感染症法」という。)上の位 置づけの変更(令和5年5月8日以降)に伴い、上記①~③でお示ししている臨時的な取扱いについて別紙のとおり取扱うこととしたので、その取扱いに遺漏のないよう、貴管内市町村、障害福祉サービス事業所等に対し周知をお願いします。

なお、障害福祉サービス事業の適切な運営のため、「当面の間継続」又は「一定の要件のもとで当面の間継続」とする臨時的取扱いの運用は、新型コロナ感染者等の発生やサービスの継続に必要な感染対策の実施等により通常必要なサービスの提供に影響がある場合に限るよう留意ください。

引き続き、施設・事業所においてはこれまで示してきた必要な感染防止対策等を講じつつ、必要なサービスを適切に提供いただくとともに、今般の取扱いに対応するために施設・事業所において管理運営の変更が必要となる場合には適切な期間を確保した上での変更・報酬算定が可能となるよう、助言・指導をお願いします。

また、令和5年度における就労系サービスの基本報酬に係る実績の取扱いについては、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準等の制定に伴う実施上の留意事項について」(平成18年10月31日障発第1031001号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知)等において既にお示ししていることを申し添えます。

【厚生労働省ホームページ】

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431 00097.html

連番	サービス種 別等	対応の方向性	現行の取扱内容	5類移行後の取扱内容
1	ワクチン接種関係	当面の間継続	利用者等への接種に職員が従事する場合の人員基準の柔軟な取扱いが可能また、サービス利用中に接種を行う場合に減算を行わない取扱いが可能 【令和3年4月22日付人員基準等の臨時的な取扱い事務連絡(第12報)~令和3年7月2日付け事務連絡(第15報)】	利用者等への接種に職員が従事する場合の人員基準の柔 軟な取扱いが可能 また、サービス利用中に接種を行う場合に減算を行わない 取扱いが可能 (取扱いの変更なし)
2	共通	一定の要件の もと当面の間継 続	新型コロナウイルス感染症の影響により、一時的に人員基準等を満たせなくなる場合、報酬の減額を行わないことが可能(体制に係る加算の要件が欠如した場合についても、同様の考え方により継続算定が可能) 【令和2年5月27日付人員基準等の臨時的な取扱い事務連絡(第7報)問6】	新型コロナウイルス感染症の影響により、一時的に人員基準等を満たせなくなる場合、報酬の減額を行わないことが可能 (体制に係る加算の要件が欠如した場合についても、同様の考え方により継続算定が可能) ※なお、当該特例は、職員が感染者又は感染者と接触があった者(感染者と同居している場合に限る)となった場合に限る。
3	共通		休業等により、利用者が通常のサービスを受けられない場合、利用児が感染をおそれて通所しない場合などにおいて、代替施設でのサービス提供や居宅への訪問、電話等でできる限りの支援の提供を行ったと市町村が認める場合は、通常と同額の報酬算定が可能 【令和2年5月27日付人員基準等の臨時的な取扱い事務連絡(第7報) 問5】	事業所において通常のサービスの提供が困難になったことにより、利用者が通常のサービスを受けられない場合において、代替施設でのサービス提供や居宅への訪問でできる限りの支援の提供を行ったと市町村が認める場合は、通常と同額の報酬算定が可能 ※事業所において通常のサービスの提供が困難になった場合の想定・近隣自治体や近隣施設・事業所で感染者が発生している場合又は感染拡大地域である場合で、感染を未然に防ぐために休業する場合・施設・事業所において感染者が多数発生する等、やむを得ず休業する場合
4	共通	一定の要件の もと当面の間継 続	各種加算のうち、面談や会議の開催等を要件としているものについて、電話、メール、テレビ会議等の活用などにより算定可能 【令和2年5月27日付人員基準等の臨時的な取扱い事務連絡(第7報)問12、25、26、27】	各種加算のうち、面談や会議の開催等を要件としているものについて、 <u>テレビ会議の活用により</u> 算定可能
5	訪問系サービス	臨時的な取扱いの終了	居宅介護、同行援護及び行動援護について、感染リスクを下げるため訪問時間を短くする工夫を行った結果、サービス提供時間が20分未満となった場合であっても「30分未満」の報酬を算定可能 【令和2年5月27日付人員基準等の臨時的な取扱い事務連絡(第7報) 問8】	臨時的な取扱いの終了
6	訪問系サー ビス	臨時的な取扱いの終了	上記と同様の場合、重度訪問介護については、 1事業者における1日の利用が3時間未満であっても報酬請求が可能であり、サービス提供時間が40分未満となった場合であっても「1時間未満」の報酬を算定可能 【令和2年5月27日付人員基準等の臨時的な取扱い事務連絡(第7報)問8】	臨時的な取扱いの終了

連番	サ ー ビス種 別等	対応の方向性	現行の取扱内容	5類移行後の取扱内容
7	訪問系サ ー ビス		新型コロナウイルス感染症の影響により一時的に人員基準上の必要な資格を持った人員が確保できない場合、当該資格のない者であっても、他の事業所等で障害者等へのサービス提供に従事した事がある者(ボランティア等で一定の介護経験のある者を含む。)であり、サービス提供に支障がないと市町村が認める者であれば、当該支援に従事可能 ※基本的には、相談支援事業所等が調整の上、有資格者の派遣が可能な訪問系サービス事業所からサービス提供されることが望ましい。 【令和2年5月27日付人員基準等の臨時的な取扱い事務連絡(第7報)問9、13】	新型コロナウイルス感染症の影響により、一時的に人員基準上の必要な資格を持った人員が確保できない場合については、他の事業所等で障害者等への支援に従事したことがあり、当該支援の提供に支障がないと市町村が認める者であれば従事可能 ※基本的には、相談支援事業所等が調整の上、有資格者の派遣が可能な訪問系サービス事業所からサービス提供されることが望ましい。
8	訪問系サー ビス	臨時的な取扱 いの終了	居宅介護の30分未満の家事援助について、外出自粛要請等の影響で、家事援助に時間を要して30分を大きく超えた場合、利用者の同意が得られ、相談支援専門員とサービス提供責任者が必要な連携を図った上で、市町村が必要と認めたときは、実際に要した時間の単位数を算定可能 【令和2年5月27日付人員基準等の臨時的な取扱い事務連絡(第7報)問10】	臨時的な取扱いの終了
9	訪問系サー ビス	当面の間継続	居宅介護職員初任者研修等の講義は従前から通信の方法によることも認めていたが、改めて通信の方法も可能であることを示すとともに、一定の条件を満たす場合には演習についても通信の方法によることが可能 【条件】演習の実施にあたっては、グループでの受講者の能動的参加型学習(アクティブラーニングが、以下のすべての要件を満たす場合は、遠隔化しても差し支えない。①カリキュラム及び内容が遠隔以外の方法に依るもの習では、グルスをが遠隔以外の方法に依るもの習でであること。②演習では、対議を可能なが受講者へのリアルタイムのかと同等、グルを行うことなり書者へのリアルタイムのプイムでの計議を可能な受講者へのリアルタイムのプイードバックを行うことなり講話を選問では、当時を関係の人事務による受講者とのみを単位とが、受講生の調習を実施するが、大変によるのでは、当時の場所を対していたがあるには、当時の場所を引きるによるのは、必要最低限の人事務によると、③国習を実施するでは、「会社のよること。②東諸を記述を対していたのであることに表示されていること。)。	居宅介護職員初任者研修等の講義は従前から通信の方法によることも認めていたが、改めて通信の方法も可能であることを示すとともに、一定の条件を満たす場合には演習についても通信の方法によることが可能 【条件】 演習の実施にあたっては、グループでの受講者の能動的参加型学習(アクティブラーニング)の方法により、対面で実施することが望ましいが、以下のすべての要件を満たす場合は、遠隔化しても差し支えない。 ①カリキュラム及び内容が遠隔以外の方法に依るものと同等であること。 ②演習では、グループ(受講生同士)によるリアルタイムでの討ちたを探ること。 ③演習では、講師による受講者へのリアルタイムのフィードバックを行うことなど受講生全員による参加型の学習が可能な方法を探ること。 ③演習を実施するグループを構成する受講者数は、必要最低限の人数を単位とすること。 ④演習を実施するグループを構成する受講者数は、必要最低限の人数を単位とすること。 ⑤担当する講師または事務局等が、受講生の演習への積極的参加を促し、その点について評価を行うこと(遠隔教育の場に接続されていることのみをもって受講を認定することなく、演習に参加していたかどうかに基づく修了評価を行うこと。)。 (取扱いの変更なし)

連番	サ ー ビス種 別等	対応の方向性	現行の取扱内容	5類移行後の取扱内容
10	訪問系サービス	臨時的な取扱いの終了	同行援護等について、感染拡大防止の必要性に鑑み、民間の宅配サービス等他の手段で代替できない場合は、ヘルパーが単独で買い物代行や薬の受け取りの代行等を行うことを報酬の対象とすることが可能	臨時的な取扱いの終了
			【令和2年5月27日付人員基準等の臨時的な 取扱い事務連絡(第7報) 問14】	
11	訪問系サービス	臨時的な取扱いの終了	居宅介護等について、新型コロナウイルス感染症の影響で利用者からの要望内容が多岐に渡るケースの増加等により、概ね2時間以上の間隔がなくサービス提供を行った場合も報酬算定が可能	臨時的な取扱いの終了
			【令和2年5月27日付人員基準等の臨時的な 取扱い事務連絡(第7報) 問15】	
12	訪問系サ ー ビス	臨時的な取扱 いの終了	熟練した重度訪問介護従業者の同行支援について、新型コロナウイルス感染症の影響による業務量の増加等により新人の従業者が増えている場合は、障害支援区分6の重度訪問介護利用者1人につき3人を超える従業者を算定可能	臨時的な取扱いの終了
			【令和2年5月27日付人員基準等の臨時的な 取扱い事務連絡(第7報) 問16】	
13	通所サ ー ビ ス	臨時的な取扱いの終了	送迎加算について、利用者が通所事業所へ通うことを控えているため、一時的に利用者数の要件(1回の送迎につき平均10人以上の利用等)を満たさなくなった場合であっても、加算を算定可能	臨時的な取扱いの終了
			【令和2年5月27日付人員基準等の臨時的な 取扱い事務連絡(第7報) 問7】	
14	通所サ <i>ー</i> ビ ス	臨時的な取扱 いの終了	生活介護について、利用時間が5時間未満の利用者が全体の5割を超えた場合でも短時間利用減算を適用しない取扱いが可能	臨時的な取扱いの終了
			【令和2年5月27日付人員基準等の臨時的な 取扱い事務連絡(第7報) 問17】	
15	就労系サー ビス	臨時的な取扱 いの終了	賃金の支払いについて、新型コロナウイルスへの対応等により、生産活動収入の減少が見込まれるときには、自立支援給付費を充てることが可能 【令和2年2月20日付就労継続支援事業の取	臨時的な取扱いの終了
			扱い事務連絡(第1報)】	
16	就労系サー	臨時的な取扱	都道府県等が認める場合には、経営改善計画 の策定の猶予等が可能	臨時的な取扱いの終了
	ビス	いの終了	【令和2年3月2日付就労継続支援事業の取扱い事務連絡(第2報)】	
17	就労系サー ビス	臨時的な取扱 いの終了	工賃の支払いについて、新型コロナウイルス感染症への対応によりやむを得ない場合、自立支援給付費を充てることが可能	臨時的な取扱いの終了
			【令和2年3月2日付就労継続支援事業の取扱い事務連絡(第2報)】	

連番	サ ー ビス種 別等	対応の方向性	現行の取扱内容	5類移行後の取扱内容
18	就労系サービス	臨時的な取扱いの終了	対面での支援を避けることがやむを得ない場合であって、テレビ電話装置等を用いた方法による支援環境が整っていない場合には、利用者の同意を得た上で、電話その他可能な方法により出来る限りの支援を行ったと市町村が認めるときにも、報酬の対象とすることが可能 【令和2年3月9日付就労継続支援事業の取扱い事務連絡(第3報)記1、令和3年4月23日付事務連絡(第9報)記(2)】	臨時的な取扱いの終了
19	入所系サー ビス	一定の要件の もと当面の間継 続	新型コロナウイルス感染者が発生した場合など、緊急的な対応として他の施設・事業所から職員が派遣されている場合、当該応援職員を夜間看護体制加算や夜勤職員配置体制加算における配置職員とみなして算定が可能 【令和2年5月27日付人員基準等の臨時的な取扱い事務連絡(第7報)問18】	新型コロナウイルス感染者が発生した場合又は <u>又は感染者と接触があった者(感染者と同居している場合に限る)が発生した場合において</u> 、緊急的な対応として他の施設・事業所から職員が派遣されている場合、当該応援職員を夜間看護体制加算や夜勤職員配置体制加算における配置職員とみなして算定が可能
20	入所系サー ビス	当面の間継続	障害者支援施設が新型コロナウイルス感染症の退院基準を満たした患者を受け入れた場合に、①健康観察や健康管理など、医師との連携体制や看護職員による専門的なケアも含む体制整備、②退所後の生活に係る相談援助の手間を評価する観点から、地域移行加算について、特例的に、30日間を上限として当該退院患者の入所中に限り算定可能	障害者支援施設が新型コロナウイルス感染症の退院基準を満たした患者を受け入れた場合に、①健康観察や健康管理など、医師との連携体制や看護職員による専門的なケアも含む体制整備、②退所後の生活に係る相談援助の手間を評価する観点から、地域移行加算について、特例的に、30日間を上限として当該退院患者の入所中に限り算定可能(取扱いの変更なし)
21	共同生活 援助	一定の要件の もと当面の間継 続	取扱い事務連絡(第9報) 問1~問4】 グループホーム入居者が通所する障害福祉 サービス事業所が休業した場合において、グ ループホームにおいて昼間に支援を行った場合 には日中支援加算(II)の算定が可能 他方、グループホーム入居者が通所する障害福祉サービス事業所の職員が、グループホームへ の訪問等によりできる限りの支援の提供を行った と市町村が認める場合は、障害福祉サービス事 業所に対し、通常提供しているサービスと同等の サービスを提供しているものとして、報酬の算定 が可能。 【令和2年5月27日付人員基準等の臨時的な 取扱い事務連絡(第7報) 問19】	※事業所において通常のサービスの提供が困難になった場合の想定 ・近隣自治体や近隣施設・事業所で感染者が発生している
22	共同生活 援助	一定の要件の もと当面の間継 続	新型コロナウイルス感染拡大防止のため入居者が自宅に戻った場合においても、自宅への訪問や電話等による必要な支援を継続している場合、基本報酬や関連する加算について算定が可能 【令和2年5月27日付人員基準等の臨時的な取扱い事務連絡(第7報)問20】	新型コロナウイルス感染拡大防止のため入居者が自宅に 戻った場合においても、 <u>自宅への訪問による必要な支援を</u> 継続している場合、基本報酬や関連する加算について算定 が可能
23	共同生活 援助	一定の要件の もと当面の間継 続	新型コロナウイルス感染者が発生した場合など、緊急的な対応として他の施設・事業所から職員が派遣され夜勤や宿直による支援を行う場合、夜間支援等体制加算の算定が可能 ※ 上記の取扱いは、宿泊型自立訓練も同様 【令和2年5月27日付人員基準等の臨時的な取扱い事務連絡(第7報)問21】	新型コロナウイルス感染者が発生した場合 <u>又は感染者と接</u> 触があった者(感染者と同居している場合に限る)が発生した場合において、緊急的な対応として他の施設・事業所から職員が派遣され夜勤や宿直による支援を行う場合、夜間支援等体制加算の算定が可能 ※ 上記の取扱いは、宿泊型自立訓練も同様
24	相談支援	臨時的な取扱 いの終了	新型コロナウイルス感染症への対応のため、モニタリング実施月でない月に、モニタリングを実施した場合、継続サービス利用支援費として算定が可能 【令和2年5月27日付人員基準等の臨時的な取扱い事務連絡(第7報) 問23、24】	臨時的な取扱いの終了

連番	サ ー ビス種 別等	対応の方向性	現行の取扱内容	5類移行後の取扱内容
25	相談支援	臨時的な取扱 いの終了	サービス利用支援におけるアセスメントや継続サービス利用支援における居宅等への訪問について、電話や文書等の照会によって行うことが可能 【令和2年5月27日付人員基準等の臨時的な取扱い事務連絡(第7報) 問28】	臨時的な取扱いの終了
26	地域移行支援	臨時的な取扱いの終了	地域移行支援及び自立生活援助については、 毎月最低2回の利用者への対面又は訪問による支援が報酬の算定要件となっているが、最低 2回以上の電話等による支援を行った場合も報 酬の算定が可能 【令和2年5月27日付人員基準等の臨時的な 取扱い事務連絡(第7報) 問22】	臨時的な取扱いの終了
27	障害児サー ビス	臨時的な取扱いの終了	学校等が臨時休業をしている場合に、学校休業日の単価の適用が可能(分散登校等の場合も適用可能であるなど、通常より柔軟な適用が可能) 【令和3年9月22日付障害児通所支援に係るQ&A事務連絡 Q20】	臨時的な取扱いの終了
28	障害児サー ビス	一定の要件の もと当面の間継 続	放課後等デイサービスについて、居宅への訪問や電話に加え、メールやLINEによるやりとりでも、通常と同額の報酬算定が可能 【令和3年9月22日付障害児通所支援に係るQ&A事務連絡Q8、Q9】	放課後等デイサービスについて、 <u>事業所において通常の</u> サービスの提供が困難になったことにより、利用者が通常のサービスを受けられない場合において、居宅への訪問でできる限りの支援の提供を行ったと市町村が認める場合は、通常と同額の報酬算定が可能 ※事業所において通常のサービスの提供が困難になった場合の想定 ・近隣自治体や近隣施設・事業所で感染者が発生している場合又は感染拡大地域である場合で、感染を未然に防ぐために休業する場合 ・施設・事業所において感染者が多数発生する等、やむを得ず休業する場合
29	障害児サー ビス	臨時的な取扱いの終了	家庭連携加算については、電話等による実施が可能 「令和3年9月22日付障害児通所支援に係る Q&A事務連絡 Q4】	臨時的な取扱いの終了
30	障害児サー ビス	臨時的な取扱 いの終了	報酬算定に当たって事前の届け出が必要な加算(延長支援加算等)について、本来必要な届出を事後的に行うことが可能 【令和3年9月22日付障害児通所支援に係るQ&Aについて事務連絡Q19】	臨時的な取扱いの終了
31	障害児サー ビス	臨時的な取扱いの終了	強度行動障害児支援加算等について、従前から当該加算の算定を行っていた児童に限り、算定要件となる職員が不在のときに算定要件でない職員が行った支援について、その後の記録等を算定要件となる職員が確認し、必要な指示等を行った場合に算定が可能 【令和3年9月22日付障害児通所支援に係るQ&Aについて事務連絡Q5】	臨時的な取扱いの終了
32	移動支援事業	臨時的な取扱いの終了	移動支援事業による外出を予定していた障害者等が、外出時間を短縮したり、やむを得ず外出を自粛せざるを得ない場合、実施主体である市町村等が必要と判断した場合には、居宅等での支援についても移動支援を実施したものと取り扱うことが可能 【令和2年3月13日付「新型コロナウイルス感染症拡大防止等のための移動支援事業の取扱いについて」厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課自立支援振興室事務連絡)	臨時的な取扱いの終了

(参考) 令和3年1月8日付 「新型コロナウイルス感染症への対応に伴う臨時的 な取扱いついて(保福障支第4891号)」

保福障支第4891号令和3年1月8日

障害福祉サービス事業所 計画相談支援事業所 障害児通所支援事業所 障害児相談支援事業所 移動支援事業所 日中一時支援事業所 地域活動支援センター

管理者 様

さいたま市保健福祉局福祉部 障害支援課長 (公印省略)

新型コロナウイルス感染症への対応に伴う臨時的な取扱いついて(通知)

平素は、本市の障害福祉行政の推進に御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。 さて、このたび、別添のとおり、厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害 福祉課より令和3年1月7日付け事務連絡「緊急事態宣言後の障害福祉サービ ス等事業所の対応について」が示されました。

緊急事態宣言後も障害福祉サービス等の事業の継続を要請するものとされているため、引き続き感染症予防対策に十分御留意いただいたうえで、サービスを提供していただきますようお願いいたします。

なお、新型コロナウイルス感染症予防に伴う臨時的な取扱いに変更はございませんので、別紙「新型コロナウイルス感染症への対応に伴う臨時的な取扱い (過去通知要約版)」等を御確認いただきますようよろしくお願いいたします。

【担当】

さいたま市保健福祉局福祉部 障害支援課自立支援給付係 TEL048-829-1305 FAX048-829-1981

e-mail shogai-shien@city.saitama.lg.jp

新型コロナウイルス感染症への対応に伴う臨時的な取扱い(過去通知要約版)

※①過去の通知を転記したものであるため、これまでの取扱いに変更はありません。 ※②下記取扱いは、本市の利用者の取扱いであるため、他市町村の利用者については 当該市町村にご確認ください。

※③下記取扱いは、緊急事態宣言終了後も当分の間は適用することとします。

障害福祉サービス

1、在宅支援の対象者

新型コロナウイルスの影響により、事業所への通所利用が困難 となった者。

2、在宅支援の届出について(別紙2省略可)

在宅利用を実施する事業所は、別紙2「臨時的な在宅でのサービス提供の届出」をさいたま市保健福祉局福祉部障害支援課までご郵送ください。

別紙2での実施開始日の届出をもって本取扱いの適用とします。届出は郵送とし、郵便の到達が実施開始日後となっても差し支えありませんが、速やかに届け出てくださいますようお願いいたします。

※事業所の運営規程の変更は不要です。

生活介護

※利用者の、区役所への改めての支給申請等は不要です。(通常の受給者証(通所・在宅利用を問わない)をお持ちであればサービス提供可能)

3、サービス提供について

サービス提供に係る要件は、次のとおりとします。

- ① 在宅において日常生活や生産活動等に係る支援を提供できる 体制が確保されていること。
- ② 在宅支援の内容について個別支援計画を作成し利用者に同意を得ること。また、利用者の家族、利用者が入居しているグループホーム、利用者が入所している入所施設に在宅支援の内容を説明し、事前に調整すること。
- ③ 原則、居宅へ訪問し支援を行うこと。
- ④ 利用者から居宅への訪問を拒否された場合など、在宅での支援が困難な利用者については、電話等の方法で利用者の健康管理や相談支援などの可能な範囲での支援を可能とする。ま

- た、居宅介護等のサービス利用が必要であれば、各区支援課 や計画相談支援事業所と調整すること。
- ⑤ 利用者が生産活動等を行う上で疑義が生じた際の照会等に対し、随時、訪問や連絡による必要な支援が提供できる体制を確保すること。
- ⑥ 在宅支援を行う場合でも利用者負担額が発生することを利用 者に説明し、同意を得ること。
- ⑦ 緊急時の対応ができること。
- 4、障害福祉サービス費の請求について(別紙3省略可) 請求方法は、従来どおり埼玉県国民健康保険団体連合会への請求となります。

また、在宅支援を行った月の翌月10日までに、別紙3「臨時的な在宅サービス提供中の支援体制に関する報告書」をさいたま市保健福祉局福祉部障害支援課までご郵送ください。

※利用者確認欄の記入および押印が提出期限に間に合わない場合は、記入・押印後の提出で差し支えありません。

5、その他

- ・本取扱いは、本事務連絡発出日以降の暫定的な対応とします。
- ・本取扱いの対象者は、さいたま市で支給決定を受けている利用 者に限ります。他市町村の支給決定者については、援護の実施者 へご確認ください。
- ・今回お示ししている内容は、従来の在宅利用の要件および手続き等を変更するものではなく、あくまで新型コロナウイルスへの 対応のための臨時的な取扱いですのでご留意ください。

【参照】

- ・令和2年3月12日付け保福障支第5598号「新型コロナウイルスへの対応に伴う生活介護における臨時的な取扱いについて」
- ・令和2年4月8日付け保福障支第152号「緊急事態宣言後の 障害福祉サービス等におけるサービス提供について」

※令和3年4月1日以降、就労定着支援については、本通知の対象から削除します。 詳細については、令和3年3月30日付厚生労働省通知「就労定着支援の実施について」 を御覧ください。

1、対象者

在宅でのサービス利用を希望する者。

2、対象事業所

運営規程において、在宅で実施する訓練及び支援内容を明記 し、在宅サービスを希望する者に対する適切なアセスメントの実 施、在宅での支援のための個別支援計画の策定、在宅での就労支 援の実施及び生産活動の提供などを行うことが可能な事業所。

- 3、サービス利用から実績報告までの流れ
- ① 在宅でのサービス提供に関して運営規程を定め、障害支援課まで届出を行う。
- ② 在宅サービスの利用希望者と面談を行い、別紙1「在宅サービス利用計画書」及び在宅支援のための個別支援計画を作成する。※既に在宅支援のための個別支援計画を作成済みの場合は、変更がない限り改めて作成する必要はありません。
- ③ 別紙1「在宅サービス利用計画書」を在宅サービス利用開始 前に障害支援課に提出(郵送又は窓口)。※計画書の内容に 変更があった場合は、その都度提出してください。
- ④ サービス利用開始後、サービス提供月の翌月10日までに別紙2「在宅サービス実績報告書」を障害支援課に提出(郵送 又は窓口)。

4、在宅でのサービス提供に当たっての要件

- ① 1日2回は連絡、助言又は進捗状況の確認等のその他の支援が行われ、日報が作成されていること。また、作業活動、訓練等の内容又は在宅利用者の希望等に応じ、1日2回を超えた対応も行うこと。
- ② 緊急時の対応ができること。
- ③ 利用者からの疑義照会に対し、随時、訪問や連絡による必要な支援が提供できる体制を確保すること。
- ④ 事業所職員による訪問、在宅利用者による通所又は電話・パソコン等のICT機器の活用により、評価等を1週間につき 1回は行うこと。
- ⑤ 原則として月の利用日数のうち1日は在宅利用者による通所 又は事業所職員による訪問により、在宅利用者の居宅又は事 業所内において訓練目標に対する達成度の評価等を行うこ と。

就労移行支援 就労継続支援 (A型・B型) ※就労定着支援 ⑥ 通所支援と同様に在宅支援時にもサービス提供記録を残すこと。

5、注意事項

- ・電話等の通信機器を用いた健康管理や相談支援のみのサービス 提供については、報酬算定を行うことはできません。
- 在宅支援と通所支援の併用可能。
- ・在宅支援を実施した日は、国保連請求(伝送)の実績記録票の 備考に「在宅支援」と記入してください。
- ・別紙1「在宅サービス利用計画書」及び別紙2「在宅サービス 実績報告書」は、<u>できるだけ具体的に</u>記述してください。内容に よっては、提出書類を確認する場合があります。

【参照】

・令和2年6月29日付け保福障支第1486号「緊急事態宣言 後の障害福祉サービス等におけるサービス提供について(第2 報)」 ※令和2年3月6日付け保福障支第5399号「新型コロナウイルスへの対応に伴う就労移行支援事業所や就労継続支援A型・B型事業所における臨時的な取扱いについて」を準用

1、在宅利用の対象者

新型コロナウイルスの影響等により、事業所への通所利用が困難となった者。

2、在宅利用の届出について(別紙2省略可)

在宅利用を実施する事業所は、別紙2「新型コロナウイルスへの対応に伴う就労移行支援事業所や就労継続支援A型・B型事業所における臨時的な在宅でのサービス提供の届出」をさいたま市保健福祉局福祉部障害支援課までご郵送ください。

本通知発出日以降、別紙2での実施開始日の届出をもって本取扱いの適用とします。届出は郵送とし、郵便の到達が実施開始日後となっても差し支えありませんが、速やかに届け出てくださいますようお願いいたします。

※事業所の運営規定の変更は不要です。

※利用者の、区役所への改めての支給申請等は不要です。(通常の受給者証(通所・在宅利用を問わない)をお持ちであればサービス提供可能)

自立訓練 (機能訓練・生活訓練)

3、サービス提供について

サービス提供に係る要件は、平成19年4月2日障障発第0402001号厚生労働省障害福祉課長通知「就労移行支援事業、就労継続支援事業(A型、B型)における留意事項について」(平成30年4月1日障障発0410第1号一部改正)により定められているところですが、本取扱いについては次のとおり緩和します

- ① 通常の事業所に雇用されることが困難な障害者につき、就労 の機会を提供するとともに、生産活動その他の活動の機会の 提供を通じて、その知識及び能力の向上のために、必要な訓練その他の必要な支援が行われるとともに、常に在宅利用者 が行う作業活動、訓練等のメニューが確保されていること。
- ② 在宅利用者の支援にあたり、1日1回は連絡、助言又は進捗 状況の確認等のその他の支援が行われ、日報が作成されてい ること。また、作業活動、訓練等の内容又は在宅利用者の希 望等に応じ、1日1回を超えた対応も行うこと。
- ③ 緊急時の対応ができること。

- ④ 在宅利用者が作業活動、訓練等を行う上で疑義が生じた際の 照会等に対し、随時、訪問や連絡による必要な支援が提供で きる体制を確保すること。
- ⑤ 事業所職員による訪問又は利用者による通所、電話等により 評価等を一週間につき1回は行うこと。
- ⑥ 在宅利用者については、原則として月の利用日数のうち1日 は職員による訪問、利用者による通所、電話等により訓練目 標に対する達成度の評価等を行うこと。
- ⑦ ⑤を実施した際に、あわせて⑥の評価等も行われた場合、⑥ の実施に置き換えて差し支えない。

4、障害福祉サービス費の請求について(別紙3省略可)

請求方法は、従来どおり埼玉県国民健康保険団体連合会への請求となります。

また、在宅支援を行った月の翌月10日までに、別紙3「新型コロナウイルスへの対応等に伴う臨時的な在宅サービス提供中の支援体制に関する報告書」をさいたま市保健福祉局福祉部障害支援課までご郵送ください。

※利用者確認欄の記入および押印が提出期限に間に合わない場合は、記入・押印後の提出で差し支えありません。

5、その他

- ・本取扱いについては、本事務連絡発出日以降の暫定的な対応とします。
- ・本取扱いの対象者は、さいたま市で支給決定を受けている利用 者に限ります。他市町村の支給決定者については、援護の実施者 へご確認ください。
- ・今回お示ししている内容については、従来の在宅利用の要件および手続き等を変更するものではなく、あくまで新型コロナウイルスへの対応のための臨時的な取扱いですのでご留意ください。

【参照】

- ・令和2年3月6日付け保福障支第5399号「新型コロナウイルスへの対応に伴う就労移行支援事業所や就労継続支援A型・B型事業所における臨時的な取扱いについて」
- ・令和2年4月8日付け保福障支第152号「緊急事態宣言後の障害福祉サービス等におけるサービス提供について」

共同生活援助	職員や利用者に感染するおそれがある場合等において、一時帰宅した利用者に対して、訪問や電話等による健康管理や相談支援等の支援を行った場合にも、報酬算定を可とする。	
施設入所支援		
宿泊型自立訓練	【参照】 ・令和2年4月8日付け保福障支第152号「緊急事態宣言後の障害福祉サービス等におけるサービス提供について」	
※ 短期入所	短期入所のサービス提供において、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止の取組として、利用者が入れ替わる際に、こまめに居室の消毒を実施することや、他の利用者との間に一定の距離を保ちつつ必要な支援を行うことを、緊急時の受入と同程度の負担とみなし、全ての利用者について、月に14日を上限に緊急短期入所受入加算を算定可能とする。 なお、通常の取扱いにより緊急短期入所受入加算を算定している場合に、追加で上記の取扱いを行う場合であっても月の上限日数は変わらないものとする。 【参照】 ・令和2年6月19日付け厚生労働省事務連絡通知「新型コロナウイルス感染症に係る障害福祉サービス等事業所の人員基準等の臨時的な取扱いについて(第8報)」	

※令和3年4月1日以降、短期入所については、本通知の対象から削除します。 【参照】令和3年3月30日付け厚生労働省事務連絡通知「新型コロナウイルス感染症に係る障害福祉サービス等事業所の人員基準等の臨時的な取扱いについて(第11報)」

障害児通所支援

児童発達支援、医療型児童発達支援、居宅訪問型児童発達支援、放課後等デイサービスについて、新型コロナウイルス感染予防の観点から、事業所が居宅への訪問、電話等で児童の健康管理や相談支援などの可能な範囲での支援の提供を行った場合、加算を含めた報酬の算定を可能とします。

ただし、実績を伴った場合に算定できる「送迎加算」「食事提供加算」「欠席時対応加算」等については算定できません。 ※支援内容について、個別支援計画に定め、あらかじめ保護者に対し丁寧な説明を行うこと。また、<u>在宅での支援を行った場合は、通常どおりの利用者負担額が発生することも説明し、保護者から同意を得ること。</u>

児童発達支援 医療型児童発達支援 居宅訪問型児童発達支援 放課後等デイサービス

【参照】

- ・令和2年3月10日付け保福障支第5446号「放課後等デイサービス等を利用する児童が新型コロナウイルスの影響で事業所を欠席する場合の取扱いについて」
- ・令和2年5月29日付け保福障支第1016号「新型コロナウイルス感染症防止のための学校の臨時休業に関連した対応に係る 給付費等の取扱いの適用期間延長について」
- ・令和2年6月25日付け保福障支第1471号「新型コロナウイルス感染症防止のための学校の臨時休業に関連した対応に係る 給付費等の取扱いの適用変更について」

保育所等訪問支援

訪問先が休業している場合は、従前から保育所等訪問支援を実施していた児童に限り、前月の利用回数を限度として、居宅等において健康管理や相談支援等のできる限りの支援の提供を行ったものについて、報酬の算定を可能とする。

なお、新型コロナウイルス感染症を予防するため、保護者から 居宅への訪問を断られた場合は、電話等による支援も可能とす る。

【参照】

- ・令和2年5月29日付け保福障支第1016号「新型コロナウイルス感染症防止のための学校の臨時休業に関連した対応に係る給付費等の取扱いの適用期間延長について」
- ・令和2年6月25日付け保福障支第1471号「新型コロナウイルス感染症防止のための学校の臨時休業に関連した対応に係る給付費等の取扱いの適用変更について」

計画相談支援

新型コロナウイルスへの対応等に伴う臨時的取扱いについて、 令和元年10月13日付け厚生労働省通知「令和元年台風第19 号による災害に伴う障害者(児)への相談支援の実施等につい て」の2(2)に基づいた柔軟な取扱いを可能とします。

※2(2)に基づいた柔軟な取扱い

<u>電話等により本人又は家族へ確認したことを記録することをもって行うことを可能とするとともに、担当者会議についても、各サービス担当者への電話や文書等の照会により行って差し支えない。</u>

計画相談支援 障害児相談支援

ただし、サービス等利用計画案または障害児支援利用計画案の作成のためのアセスメントについては面接を行うこととなっており、面接が難しい場合のみ柔軟な取扱いとするものであることを申し添えます。

また、上記計画案について文書による利用者等の同意を得ることとしてください。

【参照】

・令和2年4月6日保福障支第111号「新型コロナウイルスへの対応に伴う計画相談支援事業所、障害児相談支援事業所における臨時的な取扱いについて」

移動支援・日中一時支援・地域活動支援センター

移動支援	 ① 外出することにより利用者に感染するおそれがある等の理由により、やむを得ず外出を自粛せざるを得ない場合に、居宅において、外出時同様に飲食や安全確保等の必要な支援を行う場合、居宅での移動支援の実施を可とします。 ② 通所系サービス等の受入れ縮小等に伴い、利用者から利用時間数の増加を求められた場合は、決定支給量を超える提供を可とします。 ※令和2年4月10日付け保福障支第167号「緊急事態宣言後の移動支援及び日中一時支援の臨時的取扱いについて」
日中一時支援	 ① 生活介護の取扱いを準用(別紙P1~P2) ② 通所系サービス等の受入れ縮小等に伴い、利用者から利用時間数の増加を求められた場合は、決定支給量を超える提供を可とします。 ※令和2年4月10日付け保福障支第167号「緊急事態宣言後の移動支援及び日中一時支援の臨時的取扱いについて」
地域活動 支援センター	今般の新型コロナウイルスの影響等により、事業所への通所利用が困難となった利用者について、利用者の承諾を得た上での臨時的な在宅におけるサービス提供を可といたします。 ※令和2年4月9日付け保福障支第142号「新型コロナウイルスへの対応に伴う地域活動支援センターにおける臨時的な取扱いについて別紙」のとおり

在宅支援時の共通事項

	・在宅支援の内容を個別支援計画に記載し、利用者(保護者)か
	ら同意を得ること。
在宅支援時の	・在宅支援を行った日についても、通所利用時と同様にサービス
共通事項	提供記録を作成すること。
	・在宅支援を行った日については、実績記録票の備考に「在宅支
	援」と記入し電送請求すること。

※新型コロナウイルスに関する厚生労働省及びさいたま市発出の通知は、さいたま市ホームページ (https://www.city.saitama.jp/002/001/008/006/012/002/index.html) に 掲載してあります。